

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年8月21日

担当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 高橋 和彦 主任賃金指導官 齋藤 文男 賃金指導官 野上 浩一 電話 (03) 3512-1614
----	--

東京都最低賃金については現行どおりに決定

＝東京都最低賃金は1,013円＝

東京労働局長（土田 浩史）は、東京都最低賃金を現行どおりの時間額1,013円とすることを決定しました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月10日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。同審議会は、8月5日、東京都最低賃金については、現行の時間額1,013円どおりとすることが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の経路を経て、東京都最低賃金を時間額1,013円とする決定を行いました。

東京労働局では、引き続き、最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

1 最低賃金について

（1）適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

（2）金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

(3) 過去10年間の改正状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
引上げ額	30円	16円	13円	19円	19円
時間額	821円	837円	850円	869円	888円

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
引上げ額	19円	25円	26円	27円	28円
時間額	907円	932円	958円	985円	1,013円

(4) 近隣各県における令和2年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上げ額)	発効予定日
埼玉	928円(2円)	10月1日
千葉	925円(2円)	10月1日
神奈川	1,012円(1円)	10月1日

(5) 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

2 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の生産性向上等のための支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金(別添1リーフレット参照)

東京都内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資(機械設備の導入等)などを行った場合に、その費用の一部を助成するもの。

※業務改善助成金についてのお問い合わせは、(2)の「東京働き方改革推進支援センター」(電話0120-232-865)にお尋ねください。

(2) 「東京働き方改革推進支援センター」(別添2リーフレット参照)

東京労働局委託事業として、令和2年4月から「東京働き方改革推進支援センター」(電話0120-232-865)を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。

3 最低賃金額の周知

東京労働局では、ターミナル駅周辺における大型デジタルサイネージや横断幕、主要路線沿線に所在する労働基準監督署庁舎外壁の懸垂幕により周知を図ります。